

経済安全保障重要技術育成プログラムの 運用に係る基本的考え方について

令和4年6月17日
内閣総理大臣決裁

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、主要国は、国家及び国民の安全保障上の多様な脅威等への有効な対策として、鍵となる技術の把握や情報収集・分析、技術流出問題への適切な対処、人工知能、量子技術といった先端技術の研究開発や活用を強力に推進している。我が国の安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増し、世界的に、科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となっている中、我が国が技術的優位性を高め、不可欠性の確保につなげていくためには、研究基盤を強化することはもちろんのこと、市場経済のメカニズムのみに委ねるのではなく、国が強力に重要技術の研究開発を進め、育成していく必要がある。

政府はこれまで、重要技術育成を含めた経済安全保障に係る施策を総合的・包括的に進めるべく、新たに経済安全保障担当大臣を置くとともに、経済安全保障推進会議を開催したほか、経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）が今般成立したところである。

こうした背景の中で新たに創設する経済安全保障重要技術育成プログラム（以下「本プログラム」という。）は、中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、科学技術の多義性を踏まえ、民生利用のみならず公的利用につながる研究開発及びその成果の活用を推進するものである。具体的には、経済安全保障上の我が国のニーズを踏まえつつ、個別の技術の特性や技術成熟度等に応じて適切な技術流出対策をとりながら、研究開発から技術実証までを迅速かつ柔軟に推進する。本プログラムは経済安全保障及び科学技術・イノベーションに係る各種施策との一体的連携運用が不可欠であり、係る観点を踏まえ、意思決定の枠組み等、その運用に係る基本的考え方を以下のとおり定める。

記

1 基本的な意思決定の枠組み

本プログラムは、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の下、内閣官房、内閣府その他の関係府省が一体となって推進する。両会議は、支援すべき重要技術を含めた「研究開発ビジョン」を決定し、当該ビジョンに沿って、関係府省が一体となって研究開発を推進する。また、「研究開発ビジョン」の決定に際しては、国家安全保障会議での経済安全保障に係る審議を経るものとする。

2 プログラム会議の開催等

研究開発ビジョン等に関しては、経済安全保障を担当する国務大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）を中心に検討を進めることとし、両大臣は共同の主宰により、学識経験者等及び関係府省から構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議（以下「プログラム会議」という。）」を開催する。同会議において、研究開発ビジョンに関する検討を行うとともに、研究開発制度の運用及び評価の指針、個々の研究開発の推進方法等の細則に関する検討を行うこととする。内閣官房及び内閣府は、プログラム会議からの意見を踏まえ、関係府省の協力を得て、研究開発制度の運用及び評価の指針等を決定する。この際、専門家の知見や関係府省が持つ情報、別途、国が整備を進めているシンクタンク機能を活用するとともに、本プログラムと他制度等との有機的な連携を図る。

3 本プログラムの実施に必要な経費及び研究推進法人

本プログラムの実施に必要な経費は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に設置される基金を用いる。

両国立研究開発法人は、本プログラムにおける研究推進法人として、上記2の研究開発制度の運用及び評価の指針等に基づき、研究開発のマネジメントに必要な体制を構築するとともに、両機関が連携し従来の枠にとらわれない一体的な研究開発推進体制の構築を図る。また、両機関は、上記2の研究開発制度の運用及び評価の指針等に基づき、4の官民の意見交換の場での検討も踏まえ、研究開発の進捗管理と評価を適切に行うとともに、技術成熟度等を考慮しつつ情報管理等の適切な対策を講じる。

4 官民の意見交換の場

研究開発成果の着実な実装と研究開発ビジョンの達成に向け、民生利用及び公的利用を踏まえた研究開発が行われるよう、個別の課題に応じて、情報共有・意見交換を行う場を、内閣官房及び内閣府が、関係府省及び研究推進法人の参画も得て、文部科学省及び経済産業省と共同で開催する。

5 その他

本プログラムの運用の詳細については、内閣官房及び内閣府が、プログラム会議からの意見を踏まえ、関係府省の協力を得て別途定める。また、本プログラムが経済安全保障推進法に基づく指定基金とされた場合に上記4の意見交換の場を同法に基づく「指定基金協議会」に位置付けるなど、必要な措置を講ずるものとする。